

事務事業名		子どものための教育・保育給付事業		<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画掲載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間		予算科目	
	施策名	07 結婚支援と子ども・子育て支援の充実		区分		会計	款
	基本事業名	03 子育て支援環境の充実		単年度繰返		01	03
根拠法令		子ども・子育て支援法、児童福祉法		※期間欄に開始年度を記入		02	02
所属		部課名	保健福祉部こども家庭センター	【開始年度】		事務事業区分	
		課長名	伊勢 徳雄	- 年度～		A 政策事業	
		係名	保育係				
		担当者	今野 美智恵				
		電話	0192-47-5200				
		内線	468				
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)			
私立保育所に対し保育所運営費を、認定こども園・幼稚園に対し施設型給付費を支給する。				総投入量(千円)			
				事業費			
				財源内訳			
				国庫支出金			
				都道府県支出金			
				地方債			
				その他			
				一般財源			
				事業費計(A)			
				0			
				正規職員従事人数			
				延べ業務時間			
				人件費計(B)			
				0			
				トータルコスト(A)+(B)			
				0			

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		名称	
市内の児童が入所する教育・保育施設(他市町村への広域入所を含む)に対し、保育所運営費・施設型給付費を支払う。		ア	市内児童が入所する教育・保育施設数
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	
前年度と同様。		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
認可保育所、認定こども園、新制度移行幼稚園		名称	
		カ	市内児童が入所する教育・保育施設数
		キ	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
円滑に運営してもらう。		名称	
		ク	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		サ	年間のべ入所児童数
入所した児童が安全かつ快適な教育・保育サービスを受けられる。		シ	
		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	年度	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(実績)	6年度(目標)	7年度(目標)	
			単位							
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	434,109	425,376	423,919	458,085	458,085	458,085
			都道府県支出金	千円	197,183	180,894	189,755	202,455	202,931	202,931
			地方債	千円	0	0	0	0	0	0
			その他	千円	27,676	20,056	18,644	12,674	11,589	11,589
			一般財源	千円	244,351	231,431	217,719	188,195	205,939	205,939
	事業費計(A)			千円	903,319	857,757	850,037	861,409	878,544	878,544
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	2	2	2	
		延べ業務時間	時間	600	600	600	1,200	1,200	1,200	
		人件費計(B)	千円	2,400	2,400	2,400	4,800	4,800	4,800	
		トータルコスト(A)+(B)			千円	905,719	860,157	852,437	866,209	883,344
⑤活動指標	ア	施設		18	15	19	14	15	15	
	イ									
	ウ									
⑥対象指標	カ	施設		18	15	19	14	15	15	
	キ									
	ク									
⑦成果指標	サ	人		11,263	10,499	9,726	8,915	9,004	9,004	
	シ									
	ス									

事務事業ID	1787	事務事業名	子どものための教育・保育給付事業
--------	------	-------	------------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	昭和23年に児童福祉法が施行され、認可された児童福祉施設に対して、同法51条に基づいて運営費を支弁することとなった。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	措置制度から利用者が保育所を選択する方式となり、保護者にとって利用しやすい施設が求められる状況となった。また、共働き世帯の増加に伴い、入所児童は低年齢化が進んでいる。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まる。令和元年10月から3歳以上児と3歳未満児の非課税世帯の保育料が無償化された。また新たに令和5年4月より3歳未満児の第2子についても、県補助金を活用し、保育料の無償化を行った。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	保育料の第1子無償化について議会から意見等が寄せられている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ▽ 理由・内容 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつか？意図することが結果に結びついているか？ 保育所等に入所することで、児童の健全育成に適した保育・教育環境が確保されることから上位の政策体系と結びついている。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ▽ 理由・内容 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 子ども・子育て支援法の規定により市が行うこととされている。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ▽ 理由・内容 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 対象・意図は子ども・子育て支援法に規定されており、拡大・縮小の余地はない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ▽ 理由・内容 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 保育所運営費・施設型給付費は国の定める定価額により設定されており、成果を向上させる余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある ▽ 理由・内容 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 子ども・子育て支援法により、市町村の事務と定められていることから、事業の廃止・休止はできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▽ 理由・内容 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 保育所運営費・施設型給付費は入所児童数や国の定める定価額により設定されていることから、削減の余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▽ 理由・内容 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げるにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど) 入所児童の管理や運営費の支払いなどの事務については、可能な限りシステム化しているが、最終的な入力作業や判定は職員が行わなければならないため、現状からの削減余地はない。また、保育の制度は非常に複雑であることから、事務対応する職員数を見直す必要がある。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ▽ 理由・内容 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 国の基準を下回る金額で利用者負担金(保育料)を設定することで、子育て家庭への負担軽減を図る一方、公平・公正な受益者負担に努めている。また、令和5年度より3歳未満児の第2子も新たに無償化の対象とした。第1子の保育料の無償化については、さらなる市の負担が増えることから、市の財政状況等も踏まえて検討していかなければならない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																					
1 現状維持	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <p>※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)</p>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×	3歳以上児の保育料は無償化されており、3歳未満児の利用者負担金の軽減することで、子育て世帯の経済的負担の軽減につながるが、市の負担額が増えることから、現状どおり継続して事業を実施する。
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		●	×																			
	低下		×	×																			

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持	民間保育所・こども園への運営費に係る給付事業であり、各施設の運営のため必要な経費であることから、継続して実施する必要がある。